

## 鹿児島県教育情報通信ネットワークシステム(教育ネットかごしま)利用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島県教育情報通信ネットワークシステム管理要綱(以下「管理要綱」という。)第11条の規定により、鹿児島県教育情報通信ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

### (利用者)

第2条 ネットワークの利用者は、次の各号に掲げる県内機関に所属する者に限るものとする。

- (1) 公立の小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校
- (2) 県及び各市町村の教育委員会事務局
- (3) 学校以外の教育機関
- (4) その他統括者が認める教育関係機関

### (用語の定義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インターネット  
ネットワーク以外に世界的に接続されているコンピュータ通信網のことをいう。
- (2) 電子メール  
インターネット上でやりとりされるメッセージをいう。
- (3) WWWサーバ  
ネットワーク上のホームページのサービスを行うコンピュータをいう。
- (4) ホームページ  
インターネット上で、文字、画像、音声、動画などを組み合わせて作成した情報を置いておく場所をいう。
- (5) IPアドレス  
ネットワークを利用する上で各端末を特定するための識別番号をいう。
- (6) パスワード  
利用者が本人であることを特定する英数字をいう。
- (7) メールアドレス  
電子メールを利用する際に指定するあて先をいう。

### (利用内容)

第4条 ネットワークの利用内容は次に定めるとおりとする。

- (1) WWWサーバによるホームページの受発信
- (2) メールサーバによる電子メールの受発信
- (3) 教育情報データベースの検索
- (4) 教育用ソフトウェアライブラリの検索
- (5) ファイル転送サーバによるファイルの転送

(利用時間)

第5条 ネットワークの利用時間は24時間で、年中無休とする。ただし、管理者は、やむを得ない事情がある場合は、利用を一時的に休止することができる。

(新規接続)

第6条 端末をネットワークに接続しようとする第2に掲げる公立学校等(以下「学校等」という。)の所属長(以下「利用責任者」という。)は、別記第1号様式によるネットワーク接続申請書を管理者に提出し、別記第2号様式によるネットワーク接続指示書に基づいて接続するものとする。ただし、各市町村立の学校は、当該市町村の教育委員会を通じてネットワーク接続申請書を管理者に提出しなければならない。

(再接続)

第7条 第14条により接続の一時停止、若しくは接続を取り消された第2に掲げる学校等が再接続する場合は、第6条の取扱いに準ずる。ただし、ネットワーク接続申請書に再申請理由を付して、管理者に提出しなければならない。

(端末の変更及び追加)

第8条 利用責任者は、第1号様式により申請した端末条件の変更・追加を行う場合は、別記第3号様式による端末変更・追加申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請内容が適当であると認める場合には、別記第4号様式のネットワーク接続変更・追加指示書により接続指示を行うものとする。

(端末の廃止)

第9条 利用責任者は、ネットワークへの接続を廃止する場合には、別記第5号様式によるネットワーク接続廃止届を管理者に提出するものとする。ただし、各市町村立学校の提出は、第6条のただし書に準ずる。

(アドレスの指定等)

第10条 IPアドレス、パスワード及びメールアドレスはネットワーク接続指示書により指定されたものを使用することとし、利用責任者が管理するものとする。

2 利用責任者は、IPアドレス及びパスワードを当該学校等の職員以外の者に利用させたり、貸与、譲渡、及び名義変更等をさせたりしてはならない。

3 利用責任者は、IPアドレス及びパスワードが、第三者に使用され、若しくは使用される恐れが生じた場合は、直ちにその旨を管理者に連絡しなければならない。

(ホームページの開設及び公開)

第11条 利用者がホームページを開設する場合は、別記第6号様式によるホームページ開設申請書を管理者に提出し、別記第7号様式によるホームページ開設指示書に従うものとする。ただし、各市町村立学校の提出は、第6条のただし書に準ずる。

- 2 学校等のホームページを公開するに当たっては、著作権や個人情報の保護及び教育上適切な内容・表現に注意するものとする。
- 3 学校等が作成したホームページが、第 13 条の規定に反すると認められるときは、管理者は、その学校等を所管する教育委員会と協議の上、学校等に対して当該ホームページの内容変更を求め、若しくは公開を停止することができる。

(ホームページの廃止)

第 12 条 利用者がホームページを廃止をする場合は、別記第 8 号様式によるホームページ廃止届を管理者に提出するものとする。ただし、各市町村立学校の提出は、第 6 条のただし書に準ずる。

(利用者の禁止行為)

第 13 条 利用者は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

- (1)法令等に違反すること
- (2)公序良俗に反すること
- (3)誹謗中傷したり、プライバシーを侵害したりすること
- (4)著作権を侵害すること
- (5)営利行為をすること
- (6)ネットワークの目的に反する私的な利用をすること
- (7)管理者の行う指示に反する利用をすること
- (8)その他ネットワークの運営に支障を来たし、又は支障を来す恐れのあること

(利用の停止及び接続の取消)

第 14 条 管理者は、利用者が第 13 条の行為を行った場合は、利用責任者に対しネットワークの利用を一時停止し、若しくは接続を取り消すことができる。

(利用者の責任)

第 15 条 利用者がネットワークの利用に際し、鹿児島県又は第三者に何らかの損害を与えた場合、その責任の帰属は利用者であり、管理者は一切その責任を負わないものとする。

(委任)

第 16 条 この規程に定めるもののほかに、ネットワークの管理運営に関し必要な事項は、管理者がこれを定める。

(附則)

この規程は、平成 10 年 5 月 26 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

